

定期健康診断等の結果を保険者に提供して活用できるようにしましょう

これまで

定期健康診断等の結果は、労働者本人と事業者へ送付される。



これから

定期健康診断等の結果は、労働者本人と事業者へ送付される。さらに、40歳以上の労働者は、保険者に提供することで、労働者本人がマイナポータルから閲覧することができ、本人が同意すれば、主治医等も閲覧することができます。

ご協力いただきたいこと

○ 健康診断を受診する際に、

- * 健診機関から配付された問診票（保険者番号と被保険者番号等を記載する欄が設けられたもの）に記入
- * 健康保険証またはその写しを持参

する等の方法により、保険者番号と被保険者番号等を健康診断実施機関に提供してください。

- ・ 健康診断実施機関から保険者に健康診断の結果を送付する際に保険者番号と被保険者番号等が必要です。

保険者に健康診断の結果を提供するメリット

○ 保険者等から健康状況を踏まえた効果的な保健サービスを受けられるようになります。

- ・ 保険者の協力により、事業場全体の労働者の健康状況を、地域間、業種間、事業所間等の切り口で分析することができ、事業者が労働者の健康課題をより客観的に把握することで、労働者の予防・健康づくりを効果的に進めることができます。
- ・ 保険者が健康診断の結果とその他の医療情報を活用することで、労働者の個別の状況に応じたより効果的な保健サービスを実施できるようになります。

○ 自身の健康診断の結果をマイナポータルでいつでも確認できるようになります。

- ・ 保険者に提供された40歳以上の労働者の健康診断の結果は、令和3年3月から、順次、特定健診情報としてマイナポータルから閲覧できるようになります。
- ・ 医療機関においても本人の同意があれば閲覧できるようになり、過去に受診した健康診断等の情報に基づいたより良い医療が受けられます。

(※) 保険者とは、健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）等のことです。

